



近代日本金融史要（大正昭和編）

震災・恐慌・総力戦

明石照男

鈴木憲久

書肆心水

本書について

本書二巻は、明石照男・鈴木憲久共著、東洋経済新報社刊行『日本金融史』第一巻（明治編、一九五七年刊行）第二巻（大正編、一九五八年刊行）第三巻（昭和編、一九五八年刊行）三巻全体の圧縮版である。

章全体を省いた場合、各章内で一つか複数の節を省いた場合、注、備考、付記、集計表や資料を省いた場合がある。この省略により全体の分量を圧縮し、読み物的な体裁に近づけた。章節を省略した版であるので、章節の番号は削除した。章か節の全体を省いたところには「*省略章」「*省略節」と印し、省いた章節のタイトルを「」で括って示した。表や文章を部分的に省いたところは特にそれと示していない（「次巻」を「次編」などに書きかえたところも同様）。元の本で注の体裁になっているものを生かした場合は、*印を付したうえで括弧入れて本文に繰り込み、小活字を使用することを避けた（付記も同様）。巻末に一括して収められている資料類は全て省いている。

なお、本書では以下の表記調整をおこなっている。(1) 送り仮名を現代的に加減調整したところがある（伴って「々」を使用したところがある）。(2) 語句の表記ゆれを統一的に処理したところがある。(3) 読み仮名ルビは選択的に採用し、多少の読み仮名ルビを新たに加えた。(4) 読点を補ったところが多量にある。また読点と中黒点を相互に調整したり中黒点を省いたりしたところも多少ある。(5) ごく一部の片仮名語を現代的な表記におきかえた（例、スタンプ→スタンプ）。(6) 引用文の表記は元の本のままである（読み仮名ルビの付加を除く）。(7) 書肆心水による注記は「」で括った。

目次

承前大正編

関東大震災と善後施設 13

「震災」の意味と金融界への打撃 13

金融の復旧 18

震災直後の財界 23

震災善後諸施設 27

整理時代における財界の大勢 36

一般的状況 36

起債市場の発達 39

コール市場 43

国際金融政策 45

財政経済政策 47

金融機関の整備改善 52

銀行界の不堅実化と取締りの強化 52

金融政策の強化 57

むすび 「大正編」 66

金融資本と産業資本との分野 66

銀行業に関する一大教訓 70

昭和編

震災手形善後処理 74

関係二法律の内容と債権債務関係の異動 74

金利政策と融通総額 77

手形処理の基準 80

内容不明のまま損失は国民一般に転嫁 83

金融恐慌 86

銀行取付騒ぎの発端と政府および日本銀行の態度 86

恐慌の激化と通貨・金融事情 89

恐慌の根本的善後施設 98

恐慌後における金融界の新傾向 107

恐慌に関する本質的批判 115

金解禁および金再禁 124

問題の意味と見かた 124

解禁および再禁輸の総評 127

準戦時体制下の金融界 134

準戦時の政綱と金融の大勢 134

日本銀行改革問題と参与理事制度 145

日華事変期の金融界 150

「戦時体制」への前進事情とその期間 150

戦時体制の基礎工作 152

資金調整制度と銀行の立場 157

積極的融資の統制 165

戦時金融に関する諸対策 179

国民経済の孤立と逆転 195

太平洋戦争と金融界 204

金融政策の基本的方針と戦時金融金庫 204

日本銀行制度の改革 207

国際金融に関する諸施設 226

戦時の非常対策 234

終戦後の金融界 257

戦争インフレーションと金融非常措置 257

終戦直後の金利と通貨 274

金融制度の改革 287

附録 各巻序文類

序（日本金融史第一巻明治編） 309

共著者の一人として（日本金融史第一巻明治編） 313

序にかえて（日本金融史第二巻大正編） 315

序（日本金融史第三巻昭和編） 317

(明治大正編) 創業・戦勝・国際化

明治編

維新前後の通貨金融情勢

国立銀行時代

中央発券銀行の創立

日本資本主義の生成期

日清戦争中および戦後における金融界

特殊銀行の創立

日露戦時および戦後の金融界

各種銀行の発展と銀行業の変遷

大正編

外国為替業務の伸展

外資輸入と対外投資

金融市場の発達

金融機関に関する法制および行政施設

大正九年の大恐慌と後始末

財界の反動後における金融界の大勢

金融関係諸制度の改廃および創始

恐慌一段落後の財界状態

近代日本金融史要（大正昭和編）

震災・恐慌・総力戦

承前大正編

関東大震災と善後施設

「震災」の意味と金融界への打撃

一 「震災」および「震災地」

十二年〔一九二三〕九月一日午前十一時五十八分に、突然起つた関東大震災——当時一般には大震災火災と称された——は、その惨害の甚大であつた点で、わが国に関するかぎり未曾有の天災であつたといわなければならぬ。したがつて、これが善後策に関して政治上、経済上、社会上その他いろいろの方面にわたつて、幾多の重大なものがあつたこともまた前例を見ないが、ここでは、それら百般の事実を逐一詳説することはできない。以下、主として金融ないし経済界一般または金融界に比較的重要な関係を有する事ながらを取りまとめて概説するにとどめることとする。ただしそれについて、あらかじめ断つておかなければならぬことは、いわゆる震災および震災地または罹災地の範囲である。

この関東大震災において災害の最も甚大であつたのは、もちろん東京および横浜の両市であつたが、一

般の法令などで震災地または罹災地と称する場合には、東京、神奈川、埼玉、山梨、茨城、千葉および静岡の一府六県を指すものと指定されている。したがって、たんに免災地といえ右の一府六県以外とみなすべきである。もっとも右のうちで茨城と山梨との二県は損害が最も軽少であったために、法令上の用語その他震災善後施設などの対象としての「震災地」または「罹災地」のうちには往々含まれないこともあった。

次に災害の程度においては地震そのものにおけるよりも、火災によるところのほうがいっそうはなはだしかったので、世間では関東震災火災とか大震災火災とか俗称されている。しかし、この場合においては、たんに火災だけでなく、地すべり、陥没、海しよう（いわゆるつなみ）のような異変は、すべて地震に起因するものと認めるよりほかはないという見解のもとに、法令その他公式の名称としては、これらの変災すべてを一括して「関東震災」またはたんに「震災」と呼ぶことになっているから、以下、特にことわりなきかぎり、「震災」は右様の意味であることを、あらかじめ付言しておく次第である。

二 金融の杜絶と応急策

これよりさき、八月下旬加藤（友三郎）首相が死去して、後継内閣組織の本命は山本権兵衛に降下し、その組閣工作中、政府は内田（康哉）兼任臨時首相のもとに掌理されていた。よって内田臨時内閣は震災勃発の翌二日、取りあえず帝都を中心とする罹災地一帯にわたって戒厳令を布くとともに、臨時震災救護事務局官制および非常徴発令（いわゆる緊急勅令）を施行して、同日夕刻、第二次山本内閣（大正の初期

に第一次の山本内閣が実現されたのに対して」と入れかわった。かくて震災に関する諸対策は第二次山本内閣の下に続々と実行されたが、ここには主として金融ないし経済財政に関する官民間の罹災状況を概説し、これが善後施設の一般を述べるにとどめようと思う。

まず、震災のために各種の銀行が直接こうむった打撃について見ると、東京市内だけに当時、現存していた店舗、本店百三十八、支店三百十のうち、焼失または類焼したものは、日本銀行をはじめ本店百二十一、支店二百二十二、うち集会所組合加入銀行は本、支店を通じて——八十四行のうち——七十六行に上り、本店にして無事であり得たものは、わずかに勸業、興業、三菱、小池および麴町の五銀行、また支店銀行で免災したものは正金、台湾および住友三銀行の各支店、本支店を通計して八行にすぎなかった。また横浜市内における銀行の罹災状況は東京におけるよりもいっそうはなはだしく、ほとんど全滅といつてもよいほどの惨状を呈した。

かような状況であつたために罹災銀行はもちろん、免災銀行としても、災後はいっせいに休業のほかはなく、ために帝都を中心とする金融のみちは一時まったくだえてしまった。そこで、東京手形交換所および同じく銀行集会所の池田謙三、佐々木勇之助をはじめ銀行関係の在京有力者は、火災がまだ消えつくさず、かつ余震がなおひっきりなしに繰返してくる三日午後一時から、取りあえず銀行集会所に集合して協議を重ねた結果、何をおいても、まずモラトリアムの施行を急務と認め、その他の善後方針に関するだいたいの意見を取りまとめた。いっぽう政府としては当日右のおもな銀行家を蔵相官邸に招集して、官民間にいろいろ協議を重ねた結果、大蔵省側としても支払延期令その他、緊急を要する諸対策の避けられな

整理時代における財界の大勢

以上に述べた震災善後の諸施設は、帝都復興計画予算の追加改定が第一次加藤（高明）内閣のもとに行われたのを除くほか、だいたい清浦内閣までで一段落をつけ、同内閣は十三年「1924」六月に加藤（高明）内閣と入れかわった。その後の大正年代は同内閣以来、第二次加藤（高明）および若槻（礼次郎）の三代内閣にわたり、この期間は始終を通じて公私経済の整理時代に属する。いづれにしても、さきの九年「1920」の財界反動以来、景気はますます沈退の傾向をたどってきたところへ、たまたま関東震災という大変に遭遇したこととて、その善後施設が一段落をつげた後でも、経済界の動揺の余波はまだ平静に復するにはいたらず、したがってこの間には、なおいろいろの変調が現われていた。以下この期間における経済界の概況をひとわたり眺めておくこととする。

一般的状況

まず、政府の財政経済政策から見ると、震災善後施設がだいたい一段落をつげた十三年「1924」六月に、清浦内閣の後をうけて成立した第一次加藤（高明）内閣は、公私経済の緊縮整理を最重要政策として標榜

し、非募債方針を採って新規国債の市場一般公募を中止した。ただし震災復興旧計画の進むにともない、帝都を中心として、労賃その他の支払に撒布される零細な遊金を吸収し、一つは庶民階級に貯蓄を奨励するとともに、もう一つは、かかる零細な遊金を資金化して、経済的復興を助成する目的に利用しようという趣旨に基づき、十三年「1924」以降四カ年間または総額二億円を限って復興貯蓄債券を発行することになった。

復興貯蓄債券は額面を五円または十円とし、その額面金額に応じて最高千五百円または同じく三千円の割増金を付することとし、年四分利の二十カ年期限であった。これが発行は勧業銀行をして取扱わしめることになり、したがって本債券の発行が全了するまでは割増金付勧業債券の発行は停止された。かくて、その第一回は十三年「1924」九月に発行され、以来、昭和二年「1927」二月までに前後九回にわたって累計八千余万円の発行を見た。もっとも、これが応募状況は当局者の予想を裏切り、発行回数を重ねるにしがたがって不成績に傾いてきたようであった（実績は不公表）。また応募成績が比較的良好であった場合には、それがたにか否かはたしかでないが、往々、郵便貯金の減少をみることにすらあった。そんな事情にあったところへ、昭和二年「1927」に金融恐慌をひき起したので、それを機として本債券の発行は打切られたのである。

この間における諸企業の状況は、全体としては震災後著しく減退し、ことに十三年「1924」にはいって以来、ますます不振に傾いてきたが、もっとも、これを新設と拡張とに区分して対照すると、その減退はもっぱら新設のほうに属し、拡張のほうはかえって増加の傾向をたどってきた。いっぽうこれを払込資本調

金融機関の整備改善

銀行界の不堅実化と取締りの強化

一 銀行不始末の概況

さきの戦時好況時代から財界全般にわたって残された禍根は、戦後かえって増長の傾向をたどってきたが、そうした禍根はとうてい無難に解消されるべきはずはなく、九年〔1920〕春の恐慌と関東大震災との二大受難に際して、これが全貌を暴露した。その破局をつくろわうことができないうで、つまずきを演じたものは、ひとり事業界における不良分子だけでなく、銀行界においても、ことに二流以下の不堅実な銀行にあつては、休業や閉店のよぎないはめに陥つたものが少なくなかつた。そうした禍根を包蔵していたものは東西の大銀行中にもあつた。ただし大銀行の中には預金の取付けにあい、または休業したものはなかつたが、相当に重大な欠損を包蔵していたものは普通銀行のみでなく、特殊銀行のうちに、むしろ、いっそうはなはだしいものがあつた。そして、これが補填のため一大整理を避けられなくなつたものは、普通ならばに特殊銀行を通じて一、二にとどまらなかつた。たとえば普通銀行のうちでは近江銀行が十三年〔1924〕

六月中、日本銀行の援助のもとに同行の国庫局長を頭取に迎えて整理をなし、資本金三千万円を千五百万円に減額し、かつ重役の私財提供などによって更生の方途を立て、また日本信託銀行は同年八月中、大蔵省から整理の命令を受けて、資本金五千万円、うち払込済二千五百万円を、三千二百五十万円の一千七百萬五千万円に減資するなどにより、かろうじて整理を遂げたというような有様であった。

いっぽう、特殊銀行にあっては、かの台湾および朝鮮の両銀行の不始末はしばらく別としても、農工銀行中の一流に属する尾三農工銀行のときが重大な不始末を暴露して、同年八月中、大蔵省から整理の命令を受けたばかりでなく、同時に、頭取および常務取締役の引責辞職の勧告を受けて入替をみたというようなこともあった。

この当時、ことに関東大震災後における財界の動揺が一段落をつけて以来、銀行界が引続き不安のうちに推移しつつ、断続的に、各地における主として二流以下の銀行に取付け騒ぎや休業が出たことは、多くは好景気時代における放漫な営業ぶりが禍因をなしているが、さらにその近因を探ねてみると、一 九年「9.18」の財界反動に際し、不動産を抵当として貸出を行ったものが相当に多かったこと、二 しかもその後、関東大震災にあって、震災地においては、その抵当不動産の焼失したものが少なくなかったし、その他の地方においても、これらの不動産の価格が下落したこと、三 二流以下の銀行中にはいたずらに大銀行をまねて、資力不相応な大口の貸出をあえてするような傾向があったこと、四 地方銀行のうちで、いたずらに都会銀行の仲間にはいろうとし、東西両大都市に支店を設置したものが少なくなかったこと、五 特殊銀行の金利が高く、その影響によって他の諸銀行の金利も緩まず、二流以下の銀行などにおいて

金融資本と産業資本との分野

*省略節 「大正年代を顧みて／数字上から見た金融恐慌への必然的傾向」

大正年代を通じ、さらに昭和年代にわたって、わが国の金融界がたどってきた経過を概観すると、消長転変の激しかった点において、それは、まれに見る大波瀾の時代であったといえる。のみならず、かような大波瀾がやがて経済界全般の動向に重大な変化を生ぜしめたことも見のがしてはならない。回顧すれば、第一次大戦前わが財界において団体的に有力な活動をなしていたおもなものは、金融方面においては手形交換所もしくは銀行集会所、また産業方面においては商工会議所（その当時にあつては商業会議所、以下同じ）であつて、それぞれに指導的機能を發揮していた。手形交換所は明治の二十年代から金融界の中心勢力となつて、或る場合には経済界全般の動向を嚮導しうるような地歩を占めたようにも見えた。また商工業の方面にあつては商工会議所がその方面の中心勢力となつて大勢を指導し、或る場合にはあまりに政治的に行動するという非難をさえ受けるようになった。しかし時代が降つては、その人的要素にも多少、

欠けていたところがあつたようであり、しかも産業界の勢力を代表するに足る組織が備わっていないので、一般社会に対して重きをなさなかつたと見てもよからう。

しかるにヨーロッパの開戦により、わが経済界のこうむつた影響は、これらの方面をも目ざましめるようになり、銀行家もその事業経営上、もはや、とうてい従来のような各自単独の方針のもとに安閑として座視してはいられなくなつた。そこで各自の立場に即して当面の時務に通じ、かつ将来へ進み行く道を明らかにし、進んで金融界なり事業界なり、それぞれの動向を指導するため、共同して事にあたる必要が緊切になつてきたのであつた。

ここにおいて団体各自が経済問題に関する調査を試み、その結果に基づいて団体的に時局に対処すべき方途に出ようという気運が高まつてきた。そういう試みに先がけをしたものは東京手形交換所であつて、三年「一九〇四」十二月中、かねて常設されていた経済調査委員会を拡充して戦時経済調査を行うことになつた。こうした試みは、その後、各地の交換所または商工会議所のならうところとなり、そして戦後にあつては、これら諸団体の多くは引続き戦後経済の調査に移行し、そのままこれを常置機関としたのである。

ところがヨーロッパ開戦後、輸出貿易が増進したのと重要品の輸入がとだえたことよつて急激な発達を遂げた主要製造工業は、新興製造工業の活躍とあひまつて、わが工業界の面目をほとんど一新するにいたつた。

これらの重要諸工業の振興は、いきおい労働問題に関して新たにこれが施設を要することになつたので、五年「一九〇六」九月から、かねて問題となつていた工場法が施行され、わが国の工場労働に対し、はじめてこ



昭和
編

震災手形善後処理

関係二法律の内容と債権債務関係の異動

大正時代から昭和年代へ持ち越された金融関係の懸案のうちで、何よりもまず解決を急がなければならなかった問題は、震災手形の善後処理に関する具体策であった。これは、その関係のつながっている方面や影響の及ぶ範囲が広範にわたるといふ複雑な事情から見れば、ただに金融界だけでなく、あまねく経済界全般を通じての大問題であったといわなければならない。ところがこの震災手形処理問題は、それ自体が一つの動機となり、またこの問題と不可分のにからまり合つて、金融恐慌というわが経済界空前の大事件を引き起したのであるから、事の経過からすれば、両者を併合的に記述すべきであるが、事情の解明に便するため、金融恐慌のほうはしばらくこれを切りはなして、次章に譲ることとする。

震災手形に関する大正年代中の経過は、政府として何らか決定的な解決策を実施しなければならないような行きがかりのうちに昭和年代へ推移したのであるが、何分にも、当時この問題は経済界の癌とまで評されていたほどに厄介物視されていたこととて、政府としても、なるべくは早急に、また無難にこれが解

決をつけたい意向のようであった。すなわち政府は第五十二議会の年始の休会明けを待って、二年〔1927〕一月二十六日に震災手形善後処理法案および震災手形損失補償公債法案を同時に衆議院に提出し、ひたすらに両法案の平穩な議会通过を期待したのであった。成立した両法案の内容は次のようなものである。

震災手形善後処理法

第一条 本法において震災手形と称するは、大正十二年〔1923〕勅令第四百二十四号第一項第四号に該当する手形をいう。

第二条 政府は昭和二年〔1927〕九月三十日において、日本銀行より震災手形の割引を受けおる銀行（以下震災手形所持銀行と称す）に対し、該震災手形の整理をなさしむるため、本法の定むるところにより、貸付金をなすことを得。

前項の貸付金は五分利国庫債券をもってこれを交付す。

第三条 政府は前条の規定により交付するため必要な額を限度とし、公債を発行することを得。但しその総額は震災手形損失補償公債法により発行する公債と通じて二億七百万円を超ゆることを得ず。

第六条 第二条の貸付は、震災手形所持銀行が、その震災手形債務者との間に、その手形債務を更改するため、十年以内の年賦償還貸付契約を締結したる場合にあらざれば、これをなさず。

第七条 第二条の貸付の期限は十年以内として、その利率は年五分以上とす。

震災手形損失補償公債法

第一条 大正十二年〔1923〕勅令第四百二十四号及び大正十四年〔1925〕法律第三十五号による契約に基き、

金融恐慌

昭和の初頭に起った大事件としては、何をおいても、まず金融恐慌を挙げなければならない。これは金融界の事件というよりも、むしろわが国民経済としての大問題であったが、事からは、名称のとおり金融に関する空前のできごとであって、具体的には銀行預金のいわゆる総取付と休業銀行の続出およびこれに対する救済施設とが重点をなしていたといつてよい。もつとも、この事件は、前章で述べたように、動機的には政治上の関係とからみ合い、また本質的には経済上の問題として、震災手形の善後処理に関する施設と不可分の関係をもっていたので、実情を経過的に明らかならしめるための都合上、震災手形処理問題のほうを先に述べた次第である。

銀行取付騒ぎの発端と政府および日本銀行の態度

一 片岡蔵相のいわゆる失言問題と恐慌初期の態様

大正の末期から昭和の初頭にわたる経済界は、前述のような不安定のうちに推移していた関係上、金融界には、ようやく資金偏在の傾向があらわれて、東西の両市場などでは金利はますます軟化するような情

勢にあったにもかかわらず、全国的には警戒気分が日に日に高まって行くというようなへんばな現象を見たのである。ところが日本銀行としては市場金利の大勢に同調するという意味もあって、大正の末期、十五年〔1926〕十月四日に公定歩合を二厘下げの一銭八厘と改定したのに引きつづき、翌昭和二年の三月九日にはさらに二厘方を引き下げて一銭六厘に改めたいっぽう、これに先だつ二月九日には東京預金協定加盟銀行が預金利率を五厘方引き下げて、定期を年五分五厘と改定するなど、金融界の主流としては、かえって緩慢の情勢をたどっていたことが認められるのである。

しかし全国的には、季節的に金融の緩慢を常例とする二・三月の頃においても、警戒気分はますます高まって行くばかりであった。後述の震災手形善後処理に関する二法案は三月四日に衆議院を通過したのに引きつづき、貴族院の同法案に対する意向も、大体、無難を予想されるような情勢を告げ、世間一般もこの様子ならばと、一応、小康の気分になってきたおりしも、同月十五日、時の片岡（直温）蔵相の衆議院におけるいわゆる失言問題が一つの動機となって、東京に本店を有する渡辺銀行および同行に対して親子関係にあった「あかぢ」貯蓄銀行が、ともに臨時休業の旨を発表したのが発端となり、世間一般に対して痛切な衝動を与えたのである。

この渡辺銀行は、銀行としての地位は二流またはそれ以下に属していたが、事実上、個人経営になっていて、その主腦者が東京における屈指の大地主であり、したがって一流の資産家とみられていた一族であるところから、経済的には世間の信用も厚かったのに、その経営にかかる二銀行が休業の外はないというのでは、他の諸銀行としても内情がどうなっているかは疑わしいものであるというので、一般の銀

金解禁および金再禁

問題の意味と見かた

金解禁および金再禁は詳しくいうならば金輸出禁止解除および金輸出再禁止であり、正確には、前者は大正六年「1917」（九月六日）大蔵省令第二十六号（銀貨幣又は銀地金輸出取締等に関する件）ならびに大正六年「1917」（九月十二日）大蔵省令第二十八号（金貨幣又は金地金輸出取締等に関する件）を廃止すること、後者は昭和六年「1931」大蔵省令第三十六号、「金貨幣又は金地金を輸出せむとする者は大蔵大臣の許可を受くべし」という規則がそれぞれの根拠となっている。前者では銀が金と同様に取締の目的となっているが、後者では取締の目的が金だけに限られている。後者の場合には、銀貨幣または銀地金については、その輸出があえて問題とするに及ばなくなったからである。つまり問題は金の輸出が禁止されていたのを解除して、その輸出を自由ならしめることと、もう一度その自由輸出を禁止すること、この二つの制度についての当否いかんという点に帰するわけであった。

この制度に関する規則は法律によるものではなく、一片の省令で左右されることになっていたし、また

事からは簡単なように見えるが、実は経済界全体にとっての、否、むしろ一国の盛衰に関する大問題であつて、最初の輸出禁止からすれば、四十年余、解禁のときから数えても、四半世紀余を経過した今日、なお、この問題についての是非の論が、政界、財界、学界で対立するものがあるようである。その対立している論点というのは、金解禁を実行したのがよかつたか、または解禁そのことが失敗であつたかという見解いかんにかかるのであるが、これは問題に対する見地または見かたいかんによって異なるところであるから、ここではまず、問題をどういう意味で、どういう見地から観察しなければならぬかを明らかにし、今では「後世」からの史観として批判すべきであらうと思う。

まず見ておかなければならないことは、金本位制そのものが自由主義経済における典型的な制度の一つに属するにもかかわらず、その自由主義経済——自由主義ということとは単に経済だけに関することではないが——世界的には、大体、第一次大戦を画期として、最高度の発展段階または爛熟期から、醜態状態または変質期へ移行してきたということである。わが国の経済界は第一次大戦の影響によって、ようやく資本主義体制を完成し得たといつてよいような事情にあつたが、世界経済としての動向は、当時、はやくも自由主義または資本主義それ自体の矛盾によって致命的な行きづまりの局面に陥り、社会主義的傾向へ転換して行くか、またはその資本主義体制を補強するための「統制」を避けられなくなつたか、とにかくこうして、今では正統派的な生粋の自由主義体制というものは、地球上から姿を消してしまつたように見られる。

ところが、わが国の金輸出禁止は第一次大戦中の大正六年（一九一七年）九月に施行された非自由主義

準戦時体制下の金融界

*省略節「準戦時体制」の由来と意義

準戦時の政綱と金融の大勢

一 財政経済方針の転換

いわゆる軍部ファッショの動向がようやく進展しはじめた新局面の下に、広田内閣の政綱（十一年）²⁹³（八月二十五日発表）が「国防の充実」を最大の重点としていたことは当然の次第である。もっとも国防の充実とともに、というよりも、むしろ国防充実のための不可欠の方策として、「国民生活の安定」、「農山漁村経済の更生振興および中小商工業の振興」、「貿易の伸張」などを並べて標榜したところから見ると、同内閣の施政方針は大体前三代（実行に当ったのは前二代）の内閣による「時局匡救計画」を積極的に延長したもののようでもあるが、しかもそれは同内閣の成立した即日、馬場（鍊一）蔵相が発表した声明書にあるように、当局者みずから「前内閣の財政方針とは相当差異のあることを認め」ているのであって、実質的には高橋前蔵相の財政経済政策を否認するものようであった。

高橋前蔵相の財政経済方針が「時局匡救」そのことを眼目とし、時局匡救に資することに重きをおいて、または時局匡救に資し得る限りに於いて「兵備改善」を増進するという趣旨であつたのに対し、広田内閣としては国防第一を絶対的命題として、他の諸政策はその条件的または付随的地位におかれてゐるかの感があつた。つまり両内閣の方針は「時局匡救」と国防充実または兵備改善とが、相互に目的と手段とを転倒したような関係になつてゐるとみなされるのであるが、それよりも、またはそれと関連して財政経済方針を一変したと認められる要点は、むしろ財源調達の関係にあつたといつてよい。

試みに広田内閣の編成にかかる十二年「1927」年度予算を前内閣による十一年「1926」度のそれにくらべると、十一年度には総額二十三億余万円に止まつてゐたのが、十二年度には一挙に七億三千余万円を増加して三十億四千万円に達してゐる。前内閣としても臨時利得税の創始のような局部的な、したがつてまた増収策としても見るに足るほどのものがないような政策を実行することはしたが、とにかく同内閣が国債の増発または統発をなるべく減少してインフレーションを回避する方針をとつてゐたことは前に述べたような次第である。しかるに広田内閣のように国防の充実とともに国民経済の繁栄を目的とする積極政策をも増進しようとすれば、国債の発行は減額されるどころか、むしろ多大の増額を必要とするであらうし、さらに通常収入の増加をはかるために、あえて増税をも避けられないであらう。現に馬場蔵相は右の声明書において「新たなる国債の増加を覚悟せねばならぬ実情にある」が、「負担の均衡と租税収入の増加をはかる」ことも必要である旨を力説し、同内閣の財政方針が公債と増税との二途によるものであることを明らかにしているのである。

日華事変期の金融界

「戦時体制」への前進事情とその期間

準戦時体制に入ってから以来は軍部の支持によるか、またはその操り人形となるか、でなければ、どの内閣でも成立もしくは存続し得られなくなつたが、この関係は首相が軍人であると文民であるかを問わなかつた。とにかくこうした条件によって制約される限り、その後の内閣はいずれも右翼系統または国粹派か、全体主義または独裁主義に依存しているかの点で、なんらか共通するところがあつた。だから政変は隠暗のうちに、すなわち国民の前に理由が公表されることなく、または世間一般から推察すらもされないような事情のもとに起り、また繰り返されたのである。そうした情勢のうちに十二年「931」五月三十一日には林内閣が総辞職した後をうけて、同年六月四日に成立したのが第一時近衛（文麿）内閣であつた。同内閣は特に政綱または政策として標榜したところはなかつたが、同月十五日の閣議で生産力の拡充、国際収支の適合および総合的産業五カ年計画を、日満両国一体化のもとに実現するという大綱を決定したと発表したのである。

これは林前内閣もしくは広田前々内閣から受けつがれてきた基本方針、すなわち軍需産業に重点をおいての生産力の拡充を「総合的」体制のもとに、より増進するのがねらいであって、それを日滿兩國が一体的関係において実現するところ、従前と多少の異なるところがあつたというよりも、準戦時体制がそれだけ前進させられたものといつてもよい。だからそれは実際には「戦時」ではなくとも、政府自身が「戦時体制」を象徴したものとみなされたのである。いずれにしてもこうした綱領を主持して行く限り、それはいきおい経済界全般を通じ、生産消費の双方にわたる統制への転向またはその強化が避けられなくなるわけであつて、通貨・金融に関する施設、したがつてその動向もおのずから従前の自由主義的体制を否定して行くことにならざるを得ないのである。そうした情勢のもとに「北支事件」が勃発したのである。

近衛内閣が成立して約一ヶ月後の十二年（一九三七年）七月七日、蘆溝橋で日華兩國兵が衝突したのを発端とし、十六年（一九四一年）十二月八日以降、二十年（一九四五年）八月十五日にいたる太平洋戦争を終るまで、局面は一貫して戦時状態をつづけ、またそれは連鎖的に発展した一事件と見るべきであるが、当時わが国側としては、国際競争局面が北部中国に止まっている間はこれを北支事件と称し、それが中国の中・南部一帯へ拡大するにもなつて「支那事变」と改称するようになり、さらに、十六年「支那」十二月八日にアメリカ合衆国およびイギリスと開戦するに及んで、「支那事变」をも含めた全体としての国際競争を「大東亜戦争」と呼ぶことになった。しかし事態の経過、局面の推移そのものは、客観的には明らかに不可分または一連環の関係にあつたから、かりに形式的には、蘆溝橋事件以来、局面が日華兩國間の関係に止まっていた限りこれを日華事变、またアメリカ合衆国およびイギリス兩國との開戦から二十年「支

太平洋戦争と金融界

金融政策の基本的方針と戦時金融金庫

*省略節「史的観察の根拠」

戦時体制が太平洋戦争の開始を転機として第二段階へ進展したことは、いきおい金融情勢や金融政策上にも相当の変化を生ぜしめずにはおかなかった。わけでも政府当局者や金融関係業者、特に銀行業者としては、戦争意識の飛躍的高揚にともなって新局面に対処すべき基本的方針に関し、おのずから心がまえの刷新を避けられなかったであろうと察せられる。だが、戦時体制の一環としての金融政策や金融のあり方に関する綱領は、すでに日華事変前から同事変期を通じてだんだんと実現され、前に述べたように、その根幹をなすものは大体日華事変期中に組み立てられていたのであるから、太平洋戦争に入ってから、基本的施設として新たに実現されたものは旧日本銀行条例改め日本銀行法の制定、戦時金融金庫の開設、「大東亜圏」内諸国の政府またはそれらの中枢銀行に対する借款もしくは信用の供与、南方および外資両金庫の設立などに関する数件に止まり、その他の重要事件といえば主として業界の統制に関する動きであった

と、いってよい。

政府はアメリカ合衆国およびイギリスに対する宣戦布告と同日、すなわち十六年「1917」十二月八日に後述の「戦時非常金融対策要綱」を決定し、戦時に対処すべき方針を確認したが、この要綱は太平洋戦争に入る前の同年七月十一日に発表した「財政金融基本方策要綱」中の主として金融政策に関する部分を、いわば再確認したようなものであって、実質的には金融統制の高度化が目標とされていたのである。もっとも、そのいわゆる基本方策はすでに述べたように戦費公債の消化、軍需産業への融資の保全および国民貯蓄の増強という三者を、殊にこの三者が相互に矛盾のおそれを多分にもっているのを、できるだけ調整し、または調和したいという趣旨にほかならないのであるから、それは日華事変期中に引きつづいて実行され、また強化されてきた実践要領を取りまとめたものに過ぎなかったといえる。だが、戦局がかように拡大したにもかかわらず、金融事情は必ずしもこれに即応して行かないし、国際経済関係の逆調にともなう国力の低下は、とうてい安心してはいられないまでに悪化してきた、というような悲観的状态に当面したこととて、政府は情勢の変化に対応し得るように、その「金融対策」の実行を年別計画式によることとし、十七年「1918」度以降、毎年度の資金「総合計画」または「動員計画」を改定して終戦時まで続行したのである。

こうした基本的方針に基づいて同年十二月二十七日には「為替相場公定措置要綱」を決定し、翌十七年「1918」一月一日からこれを実施したのに次いで、同月八日には「大東亜戦争国庫債券」の第一回分を発行し（その後終戦の二十年「1945」までに、割引および特別国庫債券を含め総額六百二十四億六千万円を発行

終戦後の金融界

戦争インフレーションと金融非常措置

*省略節「占領行政下の国情」

一 インフレーションの実情とその対策

終戦後の経済事情に関して官民一般の特に注意をひいた問題は、なによりもまずインフレーションの激成をどうして防止するかという点であった。戦時経済からの切りかわりにともなう平和産業への資金の融通ということも、もちろん重大な国家的関心事であったに相違ないが、日増しに激化して行くインフレーションを防止する必要は、文字通りに眉を焦すほどの急務に属していた。終戦直後の二十年「1945」十月九日に東久邇宮内閣の後を承けた幣原内閣の第一の最重要な任務はこの問題にかかっていたといつてよい。

この戦争のために誘致されたインフレーションは、遡れば日華事変期に入つて以来一般から避けがたい勢いと見られていた。日華事変の勃発した十二年「1937」の年末に二十三億五百万円を算していた日本銀行券の発行高は、太平洋戦争に突入した十六年「1941」の年末には五十九億七千八百余万円に膨張し、物価は

日本銀行発表の小売指数で見ても一八二・四から二六七・六に、すなわち増昇率は銀行券発行高で二倍六割弱、小売物価指数で一四割強という割合であったが、実際の物価はヤミ取引によるヤミ値において、はるかに著しいものがあつたと想像される。とにかくこうした増昇率を見ただけでも、インフレーションの傾向がすでに日華事変期中から進展しつつあつたことを認め得るのである。しかるに局面が太平洋戦争に發展して以来、こうした傾向は躍進的にはなはだしくなり、終戦の二十年「1945」八月末には銀行券発行高は四百二十三億余円、物価（同前）は四三一・三に、すなわち日華事変の勃発した十二年「1937」の年末に比して前者は十八倍強、後者は二倍余に達していた。しかも太平洋戦争期に入つて以来、ヤミ取引がさらに著しくなつた事実を顧みると、この期間における物価指数の対照はむしろ無意味に属するようであるが、とにかく戦時中の概況を推察する上に、多少の参考にはなり得るであらうと思う。

ところが、こうした情勢は終戦後いつそう急激に躍進してきた。しかも戦時中には通貨の膨張、物価の高騰という両者の対勢がヤミ取引の値上りを相当大掛けに見積つても、なお銀行券の膨張率のほうが物価の上げ足より先ばしるような対勢にあつたと認められるに反し、終戦後においては物価の上昇率のほうが銀行券の膨張率よりも、比較的に速度を早めてきたように見られる。終戦の二十年「1945」八月末に四百二十三億余円を算した銀行券は、翌二十一年春、金融緊急措置が実施された直前の一月末には五百八十五億六千五百万円、すなわち一倍三割強に止まっているのに対し、同期間に物価（同前）のほうは四三一・三から八七七・八に、すなわち二倍強に上つている。しかもヤミ取引が戦時中よりも終戦直後において、さらに盛行したところから察すると、実際の物価の上げ足は、あるいは想像の外であつたかもしれない。で